

平成 30 年 10 月 15 日

平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東投資促進事業／調査・情報収集／個別市場調査  
クウェート国における水道事業の現状についての調査  
業務委託先選定 公募要領

## 1. 事業の目的

我が国は、中東に原油輸入の 9 割を依存し、特にクウェート国からの原油輸入量は、2016 年で総輸入量の約 7%を占めている（我が国への原油輸出国として第 5 位）。我が国にとってクウェート国は、石油の安定的供給源として重要国に位置付けられる。

2015 年 11 月に高木経産副大臣とクウェート国電力・水省（MEW）次官との会談において、人材育成ならびに電力、水分野での協力を要請され両国間での政策対話がスタートした。本年 10 月 2 日には第 3 回目の政策対話が開催され、弊センターが提案した、日本から専門家を派遣し、クウェート国における上水道の現状を調査し、当該国が抱える上水道セクターに係る問題点、課題を把握する調査事業を実施することに両国が合意した。

これを受け、弊センターは当該事業に取り組むとともに、現状調査から判明した問題点、課題を解決すべく、我が国本邦技術の検討を行い、適用できる技術をクウェート国に紹介する。

## 2. 業務概要

### （1）調査対象

クウェート国電力・水省（MEW）が管轄する都市部水道システム（送水、配水池、配水、給水）における配水池から下流部分、給水施設（給水メータを含む）までを対象とする。また、ハードなシステムに加えて、水道料金徴収に関するシステム、手順、徴収状況についても調査対象とする。同時にクウェート国に適用できる我が国本邦技術の検討も行う。

### （2）調査方法

現地調査 2 回、国内作業 3 回の調査を実施する。現地調査においては、カウンターパート機関である電力・水省をはじめ、関係各機関からの調査に対する協力（資料、データの提供、現地調査案内、執務スペースが得られるものとする。なお、第 1 回現地調査に係る先方政府主要機関との調査スケジュールの調整及び面談等のアポイントメントについては弊センターが手配可能。

#### 第 1 回国内調査

- キックオフミーティングの開催
- 関連資料・情報の収集及び分析等
- インセプションレポートの作成

#### 第1回現地調査

- インセプション協議
- 調査開始時・現地 MEW との協議
- 現地調査
- 第1回現地調査終了時・MEW との協議

#### 第2回国内調査

- 第1回現地調査結果の取りまとめ
- 現地調査結果報告会
- 問題点、課題の解決に向けた本邦技術の検索
- 当該本邦技術を有する企業との協議
- 問題点、課題の解決に適用可能性のある本邦技術の取りまとめ
- MEW への説明資料の作成

#### 第2回現地調査

- MEW との協議

#### 第3回国内調査

- 調査結果全体を取りまとめた、最終報告書の作成
- 調査結果報告会

(3) その他、上記に付随する作業

### 3. 業務実施期間

契約開始日から平成31年3月31日（ただし最終報告書提出は平成31年2月28日）

### 4. 応募要件

#### (1) 基本要件

以下のいずれの要件にも該当していること。

- 弊センターと直接契約（委託契約）が可能な日本法人であること。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出して頂きます。

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、

暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

## (2) 本調査業務のための個別要件

以下のいずれの要件にも該当していること。

- 電力・水省（MEW）等クウェート国の公的機関、大手企業等との豊富なネットワークを活用し当該調査業務を遂行可能な者を含む2名を2週間程度/回、2回の現地調査に派遣可能であること
- 過去5年以内に、クウェートを含む中東諸国上水道事業に係る情報収集調査を実施した実績があること
- 過去5年以内に、日本国内の上水道事業体において、上水道施設（浄水場、配水池及び管路施設）の実施設計の実績があること
- 現地滞在者が
  - 契約期間中当弊センターが指示する任意の時期に海外出張が可能であること
  - 英語での業務遂行が可能であること

## 5. 委託業務費について

15,000千円（消費税を含む）を上限として、弊センターが業務委託先に支払います。

## 6. 業務関連経費について

国内外出張に関連して発生する経費（旅費・現地交通費・会議費など）については、上記5項の委託業務費に含みます。（経費の詳細については、弊センター規定により取り決めます。）

## 7. 成果物

業務報告書作成に必要な原稿の電子データを含むCDまたはDVD。

製本化作業は弊センターにて行います。

## 8. 応募方法

### (1) 提出書類

下記につきファイルに綴じ、正副各1部を提出してください。

提案書表紙	別添フォーム①
業務実施提案書	形式自由。A4・3枚程度
委託費用積算明細	形式自由。
本事業に類する業務実績一覧	形式自由。（過去5年分）A4・1枚程度

応募企業概要	会社概要書または会社案内
暴力団排除に関する誓約書	別添フォーム②

## (2) 提出期限・提出方法

平成 30 年 10 月 22 日（月）15：00 までに直接または郵送で提出してください。

なお、ファックスや電子メール等での提出は受け付けません。

## (3) 提出先

以下の宛先に提出してください。

一般財団法人 中東協力センター 「平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業 ク  
ウェート国における水道事業の現状についての調査」 公募担当（西田）

〒102-0075

東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 7 階

電話 03-3237-6722

## 9. 選定方法

下記を総合的に評価し、必要に応じヒアリングを実施したうえで 1 社を選定します。

ヒアリングを実施する場合は、10 月 24 日（水）から 25 日（木）を予定しておりますので、ご了承下さい。

- (1) 応募要件
- (2) 提案書内容
- (3) 業務実績

## 10. 選定結果の通知・公表など

選定結果は選定作業終了次第メール等にてご連絡致します。審査経過及び選定結果に対する個別の問い合わせには応じかねます。

選定結果は、弊センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/> で公表されます。

提出頂いた提案書類等関係書類は返却致しません。

### 11. 問い合わせ

本件に関する問い合わせは、下記まで E-mail にてお願い致します。

一般財団法人中東協力センター

「平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業 クウェート国における水道事業の現状  
についての調査」

公募担当

西田 [nishida@jccme.or.jp](mailto:nishida@jccme.or.jp)

岡崎 [okazaki@jccme.or.jp](mailto:okazaki@jccme.or.jp)

以 上

平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東投資促進事業／調査・情報収集／投資促進等調査  
クウェート国における水道事業の現状についての調査

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名

氏名

電話

FAX

E-Mail

所在地 (連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載)

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印